

ひゅーまにあ浦和通信

2017年5月号



『就労支援センター ひゅーまにあ浦和』は、障がいや難病のある方の就労をサポートする就労移行支援事業所です。豊富なプログラムから、一人ひとりのニーズに合わせたトレーニングを実施しています。是非一度見学にいらしてください。

第31号（2017年5月発行）

発行：株式会社チャレンジドジャパン

住所：埼玉県さいたま市浦和区岸町

7-5-21 プリミエコート岸町 3F

営業時間：9:00～18:00

定休日：土日祝日

H P : <http://www.ch-j.jp>

Mail : humania_urawa@ch-j.jp



改めて

● 障害者雇用率制度って何？

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。）

● 一般の民間企業における雇用率設定基準

以下の算定式による割合を基準として設定しています。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 週 30 時間以上の労働者を 1 人としてカウント。短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）は、1 人を 0.5 人としてカウント。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者は 1 人を 2 人としてカウント。ただし、短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は 1 人としてカウント。
- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定める。

● 現行の障害者雇用率

事業主区分	法定雇用率
一般の民間企業	2.0%
特殊法人、国、地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%



現在の障害者雇用において、法定雇用率の達成が企業側の重要なニーズです。2018年4月からは、精神障害者の雇用も義務化されますので、それに伴い法定雇用率の増加が考えられます。ひゅーまにあ浦和では、企業ニーズに合わせた就労準備を支援していきます。勤務時間など自分に合う求人が見つからない場合は、それ以外の働き方も一緒に検討していきましょう。病気や障害を伏せて、障害者求人以外で就職する方もいらっしゃいますよ。

● 調（つき）神社にお花見に行きました

ひゅーまにあ浦和近くにある、調宮（つきのみや）の愛称で親しまれているこちらの神社。月と同じ読み方から、月待信仰と結びつき、月神の使いである兎（うさぎ）が守り神になりました。境内には狛犬ならぬ狛兎など、たくさんの兎が隠れています。満開間近の桜を見ながらお弁当やお菓子を食べて、みなさん交流を楽しんでいました。



● 参加されたみなさんの声

- 私は埼玉に長年住んでいますが、こちらを訪れることがなかったので、兎が神社のシンボルとなっているのには驚きました。周囲は桜色で、境内が華やかでした。
- 屋外での開放的な気分の中、筍ご飯を中心とした春らしいお弁当を食べながら他愛のない話題で盛り上がり、小袋のお菓子をトレードするなど、普段の悩みを忘れて楽しむことができました。その合間に桜を眺めながら、自分ももう一花咲かせてみようかと考えた今年の花見でした。
- 私はお花見をした経験が子どもの頃の記憶しかなく、みんなで桜の木の下で談笑することが、とても新鮮で楽しかったです。



5月の講座 ※講座の日程は変更になる場合があります。

月	火	水	木	金
1 グループワーク	2 疲れ解消講座	3 JST	4 マナー講座	5 ストレスケア講座
8 一般常識講座	9 英会話講座	10 ビジネスマナー講座	11 ビブリオバトル	12
15 グループワーク	16 疲れ解消講座	17 JST	18 マナー講座	19 ストレスケア講座
22 一般常識講座	23 英会話講座	24 ビジネスマナー講座	25 ビブリオバトル	26
29	30	31		

就労支援センター ひゅーまにあ浦和のご案内

〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-21

プリミエコート岸町3F

TEL 048-711-7461

FAX 048-711-7462



↑こちらの入り口から3階までお上がり下さい。